

いじめ防止対策計画

下野市立細谷小学校

I いじめ問題に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

2 いじめに対する本校の基本認識

(1)いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものである。そのため、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。

(2)いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。

(3)いじめは教師（大人）の気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。

(4)いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。

(5)いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(6)いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する問題である。

II いじめ防止等の対策のための組織

1 学校内の組織

(1)いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、児童指導主任、学習指導主任、担任、保健主事、教育相談係、養護教諭、他関係職員、スクールカウンセラーによるいじめ防止対策委員会を設置する。

必要に応じて委員会を開催する。

(2)児童指導対策委員会

児童指導に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、児童指導主任、学習指導主任、担任、保健主事、教育相談係、養護教諭、他関係職員、スクールカウンセラーによる児童指導対策委員会を設置する。

必要に応じて委員会を開催する。

(3)特別支援教育部会

①年に数回必要に応じて、全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換、及び児童指導上の共通理解についての話し合いを行う。

②職員会議終了後特別支援教育部会が中心になって、日々の児童の様子及び生活全般について情報交換を行う。

(4)危機管理委員会

不祥事防止のために、県教委・市教委からの資料や報道による教職員の事件事故の確認や体罰での事例を元に研修を行う。

いじめ、不登校の状況についても確認する。

2 家庭や地域，関係機関との連携

- 緊急な児童指導上の問題が発生した場合は，その場で適切な処置をとると共に，教頭に報告する。
- 問題の重大性によっては緊急いじめ防止対策委員会を開催し迅速な対応を行う。
- 教頭は，校長に報告し，校長の指示により敏速に支援体制をつくり対処する。
その際は，上記のいじめ防止対策委員に加え，民生児童委員，主任児童委員，PTA会長，副会長もメンバーとして開催する。
- 上記のメンバーのみでの解決が困難な場合は，警察，教育委員会にも介入してもらう等，臨機応変に対応する。

Ⅲ 具体的対応

1 いじめの未然防止のための対策の基本となる事項

- (1)いじめを許さない，見過ごさない雰囲気づくりに努める。
 - ①児童一人一人の自己有用感を高め，自尊感情を育む教育活動を推進する。
 - ②いじめの早期発見のために，様々な手段を講じる。
 - ③いじめ早期解決のために，当該児童の安全を保証するとともに，学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して，事後指導にあたる。
 - ④学校と家庭が協力して未然防止，早期発見，指導にあたる。

2 いじめ未然防止のための取組

(1)日頃の児童の人間関係の把握

担任や，係の教育相談や教師との日常のふれあい，会話を通して児童の人間関係の把握に努める。

(2)自尊感情を高める教育活動

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において，他者と関わる機会を工夫し，それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要。その中で「こんなに認められた」「人の役に立った」という経験が，児童たちを成長させる。また，教職員の子どもたちへの温かい声かけが「認められた」と自己肯定感につながる。

- ①すべての児童が授業に参加できる，授業場面で活躍できるための授業改善。
- ②児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの工夫，充実。
- ③担任の子どもへの自信をもたせる言葉かけ。
- ④あいさつ運動
- ⑤児童集会
- ⑥集団との関わり方を実感し，学ぶ体験活動の充実。
- ⑦道徳教育の充実
- ⑧人権教育の充実

(3)保護者や地域への働きかけ

保護者会やPTA運営委員会，学校評議員会等でいじめの実態や指導方針などの情報を提供し，意見交換する場を設ける。また，いじめ問題に対する家庭教育の大切さなどを理解してもらうために，保護者向けの研修会の開催や，学校だより・学年だより等による広報活動を積極的に行う。

Ⅳ 早期発見・早期解決に向けての取組

- 1 学年・学級経営，全教育活動の中で児童の変化を察知
すべての教員が，児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより，児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
 - (1)児童と接する時間の確保
 - (2)態度・顔色・生气等に注意
 - (3)教科等の提出物への取組状況，成績の大きな変化に着目
 - (4)学習用具，準備物忘れ，紛失，新品購入，落書きには要注意
 - (5)休み時間等の過ごし方（友人関係の変化，グループの固定化，一人ぼっち等）
 - (6)日記，連絡帳等の記載事項

- 2 情報を共有し，全職員での対応
 - (1)いじめと思われる状況を発見したときには，学級担任だけで抱え込むことなく，学校長以下すべての教員が対応を協議し，的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
 - (2)情報収集を綿密に行い，それを教職員全員で共有し，事実確認を行う。その上で，いじめられている児童の身の安全を最優先に考え，いじめている側の児童に対しては，毅然とした態度で指導に当たる。
 - (3)学校内だけでなく，各種団体や専門家と協力して解決に当たる。
 - (4)いじめられている児童，いじめている児童に対する相談，心のケアとして，養護教諭，相談員，スクールカウンセラーと連絡を取りながら，指導を行う。

- 3 保護者との連携
 - (1)学校だより，学年だより等での情報提供，協力依頼をする。
 - (2)出欠，早退，遅刻，その他こまめに連絡を取り合う中から変化を見つけ，必要に応じて保護者との教育相談を行う。
 - (3)学級懇談会の中から発見し，直ちに事実確認，指導に当たる。

- 4 地域との積極的な交流の中から情報を得る
 - (1)PTA等からの話，会話の中から発見し，連携して指導に当たる。
 - (2)近隣の学校，子供会，育成会，公民館等との連携して情報収集を行う。
 - (3)警察署，派出所，学校評議員，民生児童委員，交通指導員，学校安全ボランティアとの連携を図り，必要に応じて相談，指導に関わってもらう。

Ⅴ その他の取組

- 1 年間を見通したいじめ防止指導計画の整備
 - (1)教育相談計画にいじめ問題対策の計画を加え，学校全体でいじめ問題に取り組む。
 - (2)人権教育，道徳教育等の年間指導計画にいじめ問題を位置づける。

- 2 教職員研修の充実
 - (1)いじめ問題を取り上げた事例研究会の開催
 - (2)いじめ問題を取り上げた人権教育研修会の開催
 - (3)ネットいじめに対する，情報モラル研修会の開催

3 職員研修の年間計画

	月 日	主な研修内容
1	5月13日	児童指導の関する事例研修
2	5月27日	事例研修会
3	7月 1日	児童指導にかかわる研修
4	9月30日	出張報告（いじめ防止に関わる研修等）
5	12月2日	人権に関わる研修，教育相談に関わる研修
6	3月 2日	事例研修会

※毎月の職員会議で，児童指導や特別支援教育，危機管理（いじめ・不祥事防止等）に関する内容を研修

VI いじめの対応

1 いじめ対応の基本的な流れ

いじめ情報のキャッチ



正確な実態把握

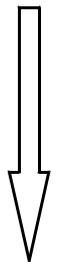
- 当事者双方，周りの児童から聴き取り，記録する。
- 個々に聴き取りを行う。
- 関係教職員と情報を共有し，正確に把握する。
- ひとつの事象にとらわれず，いじめの全体像を把握する
- ※事実関係を把握したら，報告（問題によっては，発見後直ちに報告）
- 担任→学年主任→児童指導主任，教務主任，教頭→校長

対応1



- 指導のねらいを明確にする。
- すべての教職員の共通理解を図る。

対応2



- 校長の指導
 - ・どの組織で対応するか。（決まったら，直ちに役割分担を考える）
 - ・保護者，PTAの組織活用の有無。
 - ・公的機関の協力を受けることの可否
 - ・市教委，PTAへの報告
 - ・マスコミへの対応

児童への指導・支援

- いじめられた児童に対して
 - ・保護し，心配や不安を取り除く
 - ・最後まで守り抜くこと，秘密を守ることを伝える。
- いじめた児童に，
 - ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の
 - ・相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

○周りの児童たちに対して（いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。）

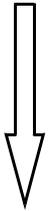
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした態度を，学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり，見て見ぬふりをしたりする行為も，いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは，正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や，体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い，自分たちの問題として認識させる。

2 保護者への対応策

○保護者への対応（担任・学年主任・児童指導主任・教務主任・教頭）

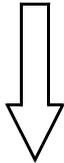
○被害児童保護者

- ・発見したその日の内に，家庭訪問等で，実情とこれまでの指導の経過及び今後の対応について説明し，理解と協力をお願いする。



○加害児童保護者

- ・正確な事実関係を説明し，いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え，よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し，事の重大さを認識させ，家庭での指導を依頼する。
- ・児童の変容を知るために，今後の関わり方などを一緒に考え，具体的な助言をする。



P T Aとの協力

○状況によっては，P T A等にも説明し，協力を依頼する。

児童への継続指導

○指導を継続する。随時，指導の経過を報告する

（担任→学年主任→児童指導主任→校長，教頭）

○事態が改善されない場合には，再度対応策について検討し，対応する。